

令和8年度 JEES・豊田通商留学生奨学金 募集・推薦要項

公益財団法人日本国際教育支援協会（以下「本協会」という。）では、豊田通商株式会社（代表取締役社長 今井斗志光氏）のご支援により、「令和8年度 JEES・豊田通商留学生奨学金」（以下「本奨学金」という。）の奨学生を下記により募集する。

記

1 目的

本奨学金は、日本の大学に在籍する様々な国からの優秀な私費外国人留学生に対して、奨学金を支給することによって在学中の経済的不安を緩和し、学習効果を高めると同時に、国際交流を促進し人材の育成に寄与することを目的とする。

2 本奨学金の寄付者及び寄付の趣旨 *しっかり読んで理解した上で応募して下さい

本奨学金の寄付者である豊田通商株式会社（以下「寄付者」という。）は、昭和23年に設立され、メタル＋（Plus）、サーキュラーエコノミー、サプライチェーン、モビリティ、グリーンインフラ、デジタルソリューション、ライフスタイル、アフリカの8本部における各種商品の輸出入取引、外国取引及び関連商品の製造・加工・販売サービスの提供や事業投資等を行い、世界中に持つネットワークと国際協業のノウハウ、またトヨタグループの中で培った強みを十分に発揮し、総合商社として新しい事業領域への挑戦を果敢に続けておられる。

寄付者は、豊田通商国際育英会を通じて22年間にわたり約120名の留学生へ奨学金を支給した実績を持っており、国際的な社会貢献活動の継続を目指すと同時に、様々な海外諸国との国際交流を促進し良好な友好関係を構築することを趣旨として、資金を提供された。

3 応募資格

*全てに該当するか必ず確認して下さい *オーバードクター不可
*学部3年生は対象です

次の各号の全てに該当する者

- (1) 令和8年4月に、本協会が指定する日本国内の大学（以下「大学」という。）の学士課程3年次、修士課程又は博士課程に正規生として在籍する（予定の）私費外国人留学生。日本に在留する間の在留資格は『留学』とする。
- (2) 採用された場合の受給期間が令和8年4月より1学年相当以上ある者。
- (3) 経済・法律等の社会科学、人文科学及び理学、工学を専攻する者。
- (4) 将来、日本と自国の発展のために貢献する意欲のある者。
- (5) 留学の目的又は計画が明確で、留学の効果が期待できる者。
- (6) 応募時において、本奨学金の支給期間中、日本国以外に留学する予定がないこと。ただし、在籍大学の留学制度等を利用して日本国以外に留学する場合[在籍大学において長期（1 か月以上の）欠席又は休学の扱いとならない場合に限る。]を除く。
- (7) 過去に本奨学金を受給したことがない者。
- (8) 本奨学金の支給期間中、本協会が実施する他の奨学金を受給せず、他の団体から受ける奨学金等の受給額合計が年額 600,000 円（月額 50,000 円相当）以下である者[貸与型奨学金（返済が必要なもの）、学費免除は除く。]。 *併給可ですが、もう一方の奨学金の併給条件の確認が必要です
- (9) 経済的援助を必要とする者。
- (10) 令和8年4月に在籍する大学の長の推薦を受けることができる者。

4 採用人数

15 名程度

5 支給内容

月額奨学金 100,000円

6 支給期間

令和8年4月から令和10年3月まで（最長2年間）

※令和10年3月より前に在籍課程を修了する場合は、在籍課程修了年月まで。なお、同一大学の上位課程に進学した場合、所定の手続きにより、最長で令和10年3月まで支給を継続する。

7 応募・推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者は、所定の様式による願書を、大学を通じて、本協会理事長(以下「理事長」という。)に提出するものとする。
- (2) 大学の長は、3に挙げる応募資格に該当する者について、8に挙げる応募・推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数等については、別途依頼文で示す。

学内選考時提出書類：(1)・(3)

8 応募・推薦書類及び提出方法

	提出物	提出方法	ファイル形式	備考
(1)	願書(様式 1)	クラウドストレージ サービスBoxの 指定URLへアップ ロード(※)	Excel	日本語で書かれたものに限る。
(2)	推薦書(様式 2) *学内選考通過者のみ要提出		Excel	推薦理由は、指導教官等が記入すること。
(3)	学業成績証明書 *学内選考時コピー可		PDF	応募時に入手可能な直近のもの。日本語以外で記載されたものは和訳を添付すること。提出できない場合は、「推薦書(様式 2)」の所定欄に必要事項を記入すること。

※提出方法の詳細については別紙にて案内。

9 応募・推薦書類の提出期限

令和7年12月15日(月)を提出期限とする。なお、締切期日を過ぎた場合や提出書類に不備のある場合は、受理しない。また、提出書類は一切返却しない。

10 選考方法及び結果の通知

*面接はありません

理事長は、7(2)により推薦された者について選考を行い、奨学生を決定する。結果は、令和8年3月中旬を目途に大学を通じて通知する。なお、採否に関する照会には応じない。

11 支給方法

奨学金は、大学の長からの請求に基づき、本協会より交付期ごとに大学へ振込送金する。大学は1か月ごとに奨学生の受給資格(出席状況、単位取得状況、学籍状況等)の有無を確認の上、原則として1か月分ずつ奨学生へ支給する。なお、奨学生への支給に係る費用(振込手数料等)は大学負担とする。

12 奨学生の義務

*必ず守っていただきます *毎月大学窓口で在籍確認を行います

- (1) 奨学生は、本奨学金受給期間中の学習・研究状況について、学業成績証明書と共に、毎年度末及び奨学金受給終了後1か月以内に、所定の様式により大学を通じて本協会に報告すること。
- (2) 奨学生は、学籍に変更があった場合、大学を通じて本協会へ速やかに届け出ること。
- (3) 本奨学金を受給した者は、自身の進路について、大学卒業時に所定の様式により大学を通じて本協会に報告すること。
- (4) 奨学生は本奨学金受給期間中及び受給終了後、本協会又は寄付者の要請に応じ、アンケート等への回答及び交流会・インターンシップ等への参加に協力すること。
- (5) 奨学生は、寄付者主催の、事業内容の理解促進に係る交流会等の案内があった際は、原則として参加すること。なお、交流会は令和8年11月を目途に、豊田通商株式会社東京本社(品川)又は名古屋本社において、開催を予定している。 *必ず出席して下さい

13 本奨学金の支給の休止又は終了及び決定取消

*留学は計画段階でご相談下さい

- (1) 奨学生が大学を長期(1か月以上)欠席した場合は、本奨学金の支給を休止する。なお、休止事由が止んで、所定の様式により奨学金支給の再開を願い出たときは、6に記載した奨学金の支給期間内において奨学金の支給を再開することがある。ただし、6の支給期間は延長しない。
- (2) 奨学生が、次の①から⑤のいずれかに該当した場合には、本奨学金の支給を終了する。
 - ① 大学を卒業、退学、除籍、停学、休学又は留年(相当すると認められる場合も含む。)した場合。
 - ② 本奨学金の支給の休止期間が6か月を超えた場合。
 - ③ 本奨学金奨学生の義務を怠った場合。
 - ④ 募集・推薦要項の定める事項に該当しなくなった場合。
 - ⑤ その他奨学生として相応しくないと判断された場合。

- (3) 応募・推薦書類の記載事項に虚偽のある場合は、本奨学金の支給決定を取り消す。
- (4) 寄付者からの寄付が滞った場合、事前通知の上、本奨学金の支給を休止又は終了する。

14 その他(注意事項等)

- (1) 奨学生は、原則として、本奨学金の返還義務を負わない。ただし、13(1)から(3)に挙げる事項に該当する場合、既に支給している奨学金の返還を求める場合がある。また、本奨学金寄付者への入社その他の付帯義務を負うものではない。
- (2) 本奨学金採用決定(本奨学金採用決定通知を大学が受領した時点)前に他の奨学金の受給が決定した場合、大学を通じて本協会に速やかにその旨報告すること。また、**本奨学金奨学生として採用された場合、他の奨学金を受給することを目的として、本奨学金を辞退することはできない。**
- (3) 受給開始から終了まで、受給額合計が年額 600,000 円を超える給付型奨学金に応募することはできない(ただし、本奨学金の受給終了後に支給を開始する他の奨学金は除く。)
- (4) **在籍大学の留学制度等を利用して日本国外に留学する場合、長期(1 か月以上)の欠席又は休学の扱いとならなければ、支給を継続する。**
- (5) 本協会の奨学金事業における標準修業年限は、原則学士課程 4 年、修士(博士前期)課程 2 年、博士(博士後期)課程 3 年とし、この期間のうち 6 に挙げる支給期間を支給対象とする。長期履修学生についても、これに相当する期間を支給対象とする。ただし、医学部等この期間を超えて在学が必要な学部・研究科においては、大学の定める標準修業年限のうち 6 に挙げる支給期間を支給対象とする。***留学のための奨学金との二重需給はできない場合があります。計画段階でご相談下さい。**

15 個人情報の取扱い

- (1) 個人情報の管理
本協会は、本奨学金に関連して取得した願書・報告書等に記載される全ての個人情報を本協会の個人情報保護方針に基づき、細心の注意のもと管理・利用・破棄する。また、15(2)①から⑤の目的で寄付者に開示・提供する場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を他の第三者へ開示・提供しない。
- (2) 個人情報の利用目的
本協会は、本奨学金に関連して取得した個人情報を適切に管理し、下記以外の目的には利用しない。
 - ① 本奨学金の奨学生選考のため。
 - ② 奨学金支給事務のため。
 - ③ 奨学金授与式又は交流会等の開催のため。
 - ④ 報告書、お礼状、近況報告等を事前に奨学生本人からの承諾を受けた上で、本協会及び奨学金寄付者のホームページ等において広報目的に利用するため。
 - ⑤ その他、本奨学金の運営・管理に必要な業務のため。
 - ⑥ 本協会実施の国際教育支援プログラムの案内や参加の際の連絡手段のため。
- (3) 個人情報の共同利用
本協会が、15(2)①から⑤の目的で寄付者に開示・提供する個人情報の項目は下記のとおり。
 - ① 奨学生募集時に取得する事項
 - ・ 願書に記載された事項
 - ・ 推薦書に記載された事項
 - ・ 学業成績証明書に記載された事項
 - ② 奨学金受給期間中の状況確認のために取得する事項
 - ・ 学習状況報告書に記載された事項
 - ・ 学業成績証明書に記載された事項
 - ③ 奨学金受給期間中及び奨学金受給終了後の交流継続のために取得する事項
 - ・ 奨学生の就職・進学先

【個人情報総括保護管理者】

公益財団法人 日本国際教育支援協会

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

【代表者】

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1

16 応募・推薦に関する問合せ先

公益財団法人 日本国際教育支援協会 学生支援部 国際教育課

※本奨学金に関するお問合せは、以下のお問合せフォームをご利用ください。

お問合せフォームリン

以 上

学内選考締切	11/14（金）
学内選考結果発表	11/25頃
再提出書類締切	12/8（月）電子データ
JEES提出締切	12/15（月）